

令和8年7月

会員事業所 御中
会 員 各位

島田榛北勤労者福祉共済会
会長 鈴木信雄

島田榛北勤労者福祉共済会 会費月額改定について

日頃より、当会の事業や運営につきまして、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本会は、平成15年6月、島田市勤労者福祉共済会と榛北地区勤労者福祉共済会が合併し、島田榛北勤労者福祉共済会を新しく設立して現在に至っています。

この地域の中小規模事業所に勤務する勤労者及び事業主の福祉の向上を図るとともに、豊かな暮らしの実現と中小企業の健全な発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的として設立され、慶弔共済事業や、親睦、交流、福利厚生事業を通じて、会員と会員家族の笑顔のために、また、この地域の新規就労者の確保や従業員定着の一助となり、地域を盛り上げていくべく会員及び事業主が共同して運営しています。

さて、会費月額は、合併前の島田市勤労者福祉共済会が500円、榛北地区勤労者福祉共済会が800円でしたが、合併に当たり700円と定め、それ以来23年間700円を維持し、会員の皆様に可能な限り魅力的でお得なサービスを提供できますよう努めてまいりました。

しかしながら、近年では物品や手数料をはじめ諸物価の上昇に伴い諸費用が増加し、また、各種サービスの利用も好調でありますことから、経費節減努力だけでは今後の運営に支障が生じる見込みとなってまいりました。

つきましては、今後も引続きサービスの質を維持しながら、会員の皆様にご満足いただくため、また、皆様の共済会が持続可能で安定した運営を継続していくため、やむを得ず下記のとおり会費の改定をさせていただくことといたしました。

会員事業所及び会員各位におかれましては、この改定により会費負担の増となりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう よろしく お願い申し上げます。

記

1 会費の改定時期 令和9年1月から（令和9年1月20日口座振替分から）

2 会費の改定額

改定前：会費月額 700円/人 → 改定後：会費月額 800円/人（100円増）

3 入会金(500円/人)は、変更ありません。

共済会事務局 電話 0547-36-7733